

株式会社ケアネット ケアステーション高津 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ケアネットが開設する、『株式会社ケアネット ケアステーション高津』(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護、指定介護予防訪問介護及び、介護予防訪問サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等(以下「訪問介護員」という)が、要介護状態にある高齢者に対し、その意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じた日常生活が営むことができるよう適正な訪問介護を、又要支援状態にある高齢者に対し、適正な予防訪問介護又は、介護予防訪問サービスを提供することで、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して自立した日常生活を過ごすことができることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 訪問介護、予防訪問介護及び、介護予防訪問サービスは、利用者の要介護状態の改善若しくは悪化の防止又は要介護状態になる事の予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自ら提供する訪問介護、予防訪問介護及び、介護予防訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 訪問介護、予防訪問介護及び、介護予防訪問サービスの提供に当たっては、訪問介護計画及び予防訪問介護計画に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (4) 訪問介護、予防訪問介護及び、介護予防訪問サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。
- (5) 訪問介護、予防訪問介護及び、介護予防訪問サービスの提供に当たっては、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 訪問介護、予防訪問介護及び、介護予防訪問サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、人格を尊重し利用者又はその家族に対し、適切なサービスの提供や相談支援及び助言を行う。
- (7) 訪問介護の提供に当たっては、常に利用者の立場に立ち総合的にサービスを行うものとし、特定の援助に偏しないようにする。
- (8) 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- (9) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (10) 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- (11) 指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供の終了に際しては、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。
- (12) 事業所は正当な理由なくサービスを拒まない。

(事業の運営)

第3条 指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称	株式会社ケアネット ケアステーション高津
所在地	神奈川県川崎市高津区下作延2-12-34

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

(1) 管理者 介護福祉士 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一建物内における他の事業所、施設等でなくても良い。

(2) サービス提供責任者 介護福祉士 4名

・サービス提供責任者は、訪問介護計画（サービス個別計画）の作成及び説明を行うほか、訪問介護及び予防訪問介護、介護予防訪問サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導等のサービス内容の管理を行うと共に、自らも訪問介護及び予防訪問介護の提供に当たる。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関することを行う

・居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行う

・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する

・

(3) 訪問介護員等

介護福祉士	11名	(常勤5名 非常勤6名)
ヘルパー2級課程修了 初任者研修修了	16名	(常勤0名 非常勤16名)

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝日と12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) 訪問介護サービス提供時間は上記営業日の午前8時から午後8時までとする。

ただし、必要なサービスが休日、時間外であり訪問介護員の手配が可能な場合は相談に応じる。

(訪問介護、予防訪問介護及び、介護予防訪問サービスの内容及び利用料、その他の費用の額)

第7条 訪問介護、予防訪問介護、介護予防訪問サービスの内容は次の通りとし、訪問介護、予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準、介護予防訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、川崎市が定める基準によるものとし、当該訪問介護、予防訪問介護及び、介護予防訪問サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割または2割または3割額とする。詳細は別添の料金表のとおりとする。

(1) 事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- 1) 訪問介護サービス個別計画の作成
- 2) 身体介護に関する内容
 - ①排泄・食事介助
 - ②清拭・入浴・身体整容
 - ③体位変換
 - ④移動・移乗介助、外出介助
 - ⑤その他の必要な身体介護
- 3) 生活援助に関する内容
 - ①調理
 - ②衣類の洗濯、補修
 - ③住居の掃除、整理整頓
 - ④生活必需品の買い物
 - ⑤その他必要な家事

(2) 事業所で行う指定訪問型介護予防サービスの内容は次のとおりとする。

- 1) 訪問型介護予防サービス計画の作成
- 2) サービスに関する内容
- 3) サービス提供区分
 - ①介護予防訪問サービス費（Ⅰ）…1週に1回程度
 - ②介護予防訪問サービス費（Ⅱ）…1週に2回程度
 - ③介護予防訪問サービス費（Ⅲ）…1週に2回を超える場合

- ①訪問型介護予防サービス費Ⅰ…1週に1回程度
- ②訪問型介護予防サービス費Ⅱ…1週に2回程度
- ③訪問型介護予防サービス費Ⅲ…1週に2回を超えた場合
- ④訪問型介護予防サービス費Ⅳ…1週に1回程度（1月の中で全部で4回まで）
- ⑤訪問型介護予防サービス費Ⅴ…1週に2回程度（1月の中で全部で5回から8回まで）
- ⑥訪問型介護予防サービス費Ⅵ…1週に2回程度（1月の中で全部で9回から12回まで）
- ⑦短時間訪問型介護予防サービス費…1回20分未満の利用（1月につき全部で22回まで）

(3) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う訪問介護、予防訪問介護及び、介護予防訪問サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- | | |
|--------------------------|-------|
| ①実施地域外の走行距離数が片道5キロメートル未満 | 500円 |
| ②実施地域外の走行距離数が片道5キロメートル以上 | 1000円 |

(4) 前項の費用の支払いを受ける場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、内容及び費用について説明を行い、同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(5) 事業所は、利用者に訪問介護及び予防訪問介護及び、介護予防訪問サービスを提供した際には、以下の事項を記したサービス提供記録を作成しなければならない。

- 1 訪問介護、予防訪問介護及び、介護予防訪問サービスの提供日及び提供時間
- 2 訪問介護、予防訪問介護及び、介護予防訪問サービスの具体的な内容
- 3 利用料金、保険給付の額
- 4 利用者及び家族の心身の状況
- 5 その他必要な事項

(6) 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けた時は、サービスの内容・金額を記載した領収書を利用者に交付することとする。

(7) 利用者からのキャンセルについて

- ①サービスは計画的に行われるものであり、中止を希望された場合にはキャンセル料を請求することがある。
- ②キャンセル料は、1,500円とする
- ③事前の連絡がなく、ヘルパーが訪問した場合には、利用料の金額を請求する
- ④土日祝日は事務所が休日となるため、休日明けのサービスキャンセルは休前日までに申し出とし、以降の連絡は当日キャンセル扱いとする。
- ⑤当日キャンセルに該当する一例
 - ・利用者がヘルパーの訪問を忘れ、外出していた。
 - ・利用者がヘルパー訪問時間に外出先から帰ってこられなかった。
 - ・サービス当日、家族対応が可能となり、サービス中止となった。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は川崎市高津区、宮前区、中原区の区域とする。

(利用者の病状急変時、事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

第9条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。

- (1) 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態又は事故が発生した場合は速やかに事業所に連絡し、管理者の指示に従い、家族、主治医に連絡する等の処置を講ずると共に、管理者、サービス提供責任者は家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）及び市町村等に連絡、連携し、必要な処置を講ずる。
- (2) 事故発生の場合は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録すると共に事故発生の原因を解明し、再発防止の対策を講ずるものとする。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理対策)

第10条 事業所は感染症が発生または蔓延しないように必要な処置を講ずると共に、従業者については、適宜に健康診断、インフルエンザ予防接種等を実施するとともに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(居宅介護支援事業所との連携)

第11条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者、主治医、保険医療、福祉サービス提供者、家族等と連携し、必要な情報を提供、収集することとする。

(利用者に対する市町村への通知)

第12条 事業所は利用者が正当な理由なしに訪問介護、予防訪問介護及び、介護予防訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知する事とする。

(利益供与の禁止)

第13条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- (1) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕のサービスの提供等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- (1) 事業所は、利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握すると共に、初期対応を迅速に行い、従業者で検討会議を行い、具体的な対応を行う。また、苦情記録を保管し再発を防ぐ。
- (2) 事業所は、提供したサービス等に関し、介護保険法第23条の規定・介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (3) 事業所は、提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (4) 事業所は、提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。
- (5) 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又は斡旋に協力するよう努める。

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、介護職員等に周知徹底を図る
- (2) 介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定する。

- (1) 事業所は、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第19条 事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第20条 本事業の社会的使命を十分に理解し、従業者の資質向上を図る為、研修等の機会を設け業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1か月以内
- ② 継続研修 年12回

- (1) この規定の概要等、利用者のサービス選択に係る事項については、事業所内の見やすい場所に掲示または備え付けの書面（紙ファイル等）、電磁的記録の供覧に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページや情報公表システム上）に掲載し公表する

- (2) 訪問介護サービス個別計画及び介護予防訪問介護サービス個別計画、サービス提供記録は当該利用者に交付する。
- (3) 訪問介護サービス個別計画及び予防訪問介護サービス個別計画、サービス提供記録、事故発生時の記録、市町村への通知、並びに苦情処理に関する記録については整備の上、完結してから5年間保存する。
- (4) 事業所は、適切な指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供を確保する観点から、職場内また、サービスを提供する現場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする（ハラスメント対策）
- (5) 事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画等）の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
- (6) 認知症への対応力向上に向け、研修の受講状況（認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修等の受講人数）、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表する（認知症に係る取り組み）
- (7) 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築するため委員会を設置し、指針の整備や研修、訓練の実施等、また地域と連携も考えた体制強化に取り組む（感染症や災害への取り組み）
- (8) 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、都道府県等と呼ぶ）からの物件提出の求めや質問、照会等に対応し、その調査に協力すると共に、都道府県からの指導助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県から求められた場合には、その改善の内容を都道府県に報告する。
- (9) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ケアネットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は令和2年8月1日から施行する。

この規定は令和3年8月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。